

令和6年度奈良県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定に基づき、教職員等に対し免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

奈良県教育委員会

3 指導大学

奈良教育大学

4 開設科目、日程及び会場(詳細は別紙1のとおり)

※ 現在文部科学省へ認定申請中のため変更が生じる場合がある。

講座番号	取得対象の免許	開設科目	日程	会場
1	特支一・二種免	肢体不自由教育総論	8/19(月)~8/20(火)	奈良教育大学
2	特支一・二種免	肢体不自由教育総論	12/14(土)~12/15(日)	奈良教育大学
3	特支一・二種免	病弱教育総論	8/6(火)~8/7(水)	奈良教育大学
4	特支一・二種免	病弱教育総論	10/12(土)~10/13(日)	教育研究所
5	特支一・二種免	発達障害・重複障害教育総論(その2)	8/21(水)~8/22(木)	奈良教育大学
6	特支一・二種免	発達障害・重複障害教育総論(その2)	10/26(土)~10/27(日)	教育研究所

※講座番号1と2、3と4、5と6はそれぞれ同じ内容のため、いずれかの日程を選択すること。(同一年度に申し込めるのは最大3講座まで)

5 受講定員 各講座100名程度

6 受講資格

(1) 特別支援学校教諭2種免許状を取得しようとする場合

奈良県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校に勤務する**主幹教諭、指導教諭、教諭、講師**(会計年度任用職員を含む)のうち、令和6年4月1日現在で基礎となる普通免許状取得後**3年以上の実務経験がある者。**

(2) 特別支援学校教諭1種免許状を取得しようとする場合

奈良県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校に勤務する**主幹教諭、指導教諭、教諭、講師**(会計年度任用職員を含む)

む)のうち、特別支援学校教諭2種免許状を取得した後、令和6年4月1日現在で免許状の当該学校における3年以上の実務経験がある者。

7 単位認定

各科目1単位とし、1単位ごとに講義時間数の5分の4以上に出席し、試験その他による成績審査に合格した者に単位を授与する。理由を問わず、5分の4以上の出席がない場合は不合格となる。(不可抗力により講習が中止となった場合も同様の取り扱いとする。)

8 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は受講者の負担とする。

9 受講申込み

申込みは、「令和6年度奈良県教育委員会免許法認定講習受講申し込みフォーム」により行うこと。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeFq5aJ0vjhvTSVU_RMP_mhIfxk0vxguS2WiRrNcIKkIZyTiw/viewform?usp=sf_link



(1) 申し込み期限

令和6年6月21日(金)

(2) 問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局 教職員課 教職員相談支援係
TEL 0742-27-9805

10 受講者の決定

- ・ 受講希望者が定員を超える場合は、職・在職年数・既修単位数等を考慮し受講者を決定する。取得希望免許状に関して認定講習等で既に修得した単位がある場合は、必ず記載すること。

※認定講習受講については、令和5年4月10付け教特第18号「奈良県の小中学校等におけるインクルーシブ教育システムの理念に基づいた特別支援教育の推進について」に基づき、下記①②に該当する者を優先する。

① 令和5年度以降に奈良県公立学校教員として採用された小学校教員で免許取得を希望する者。

(実務経験3年未満は受講対象者ではありません)

② 奈良県公立学校教員として採用後10年未満の教員で免許取得を希望する者。

ただし、令和6年度については、上記①②以外でも修得済みの単位数を考慮して決定する場合がある。

- ・ 受講の可否は、令和6年7月中頃に申込みフォームにおいて登録したメールへ送信予定。

11 欠席等について

- ・ 講義を欠席する場合は、事前に所定の欠席届（様式2、所属長の公印必要）を、奈良県教育委員会教職員課あてに提出すること。

<提出先>

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 教職員課教職員相談支援係

- ・ 緊急の場合等、事前に欠席届を提出できない場合も「欠席届」は後日必ず提出すること。
- ・ 申込の前に、研修や学校行事等の日程と重複しないことを必ず確認すること。

12 その他

- (1) 当講習は文部科学省へ申請中であり、開設科目、科目区分、時間数、講師など変更する場合があります。講習の一部又は全部について変更や中止する場合は教職員課ホームページに掲載する。
- (2) 必要事項については、受講通知の際に連絡する。
- (3) 「特別支援学校教諭二種免許状」取得に必要な単位の修得方法については、(別紙2)を参考にすること。
- (4) 受講希望者が定員を著しく下回った場合は、講習を中止する場合があります。